

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

被災児童生徒就学支援等事業は、東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難な子どもを対象に、全額国庫負担による単年度の交付金事業として行われている。東日本大震災から15年が経過した令和8年度より、対象が福島県において被災した者に限定され、前年度より2億円以上減の2億3,000万円余が予算化されている。

この交付金事業により、小中学生に対する学用品等の援助やスクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、各種学校の授業料減免などが実施されており、被災した子どもたちにとって、学校で学ぶために極めて有効な支援となっている。

政府は、令和7年6月20日、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について、閣議決定した。その中で、令和8年度からの5年間に新たな復興期間として第3期復興・創生期間と位置付け、令和8年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組を進めており、子どもの就学支援についても支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続することを示している。

令和8年度においても、原子力災害被災地域の小・中・高等学校、特別支援学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業は継続となったが、福島県では、令和8年2月1日時点で23,410人が県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子どもたちはいまだ多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。さらに、学校現場からも事業の継続が強く望まれている。

しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、財源は自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることが危惧される。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められる。

福島県の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要である。

よって、政府においては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学への行き届いた支援を保障するため、必要な財政措置を行い、令和9年度以降も、全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 白川 敏明

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
復興大臣
あて

以上、提案する。

令和8年6月18日

提出者
福島市議会議員 菅原美智子
浦野洋太郎
丹治誠
佐原真紀
根本雅昭
佐々木優
萩原太郎
羽田房男
真田広志